

岡谷市若者移住者住まいの支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市への若者の移住定住を促進し、定住人口の増加及び地域の活性化を図るため、本市へ移住する者の住宅の取得に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 居住を目的としての基礎を有し、居室、台所、便所及び浴室の設備を有する居住の用に供する部分の床面積の合計が50㎡以上の家屋をいう。
- (2) 新築住宅 新たに自己が居住する目的で建築又は購入する住宅で、完成の日（建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項に規定する検査済証の発行年月日をいう。以下同じ。）から起算して1年以内かつ居住されたことがないものをいう。
- (3) 中古住宅 新たに自己が居住する目的で購入する住宅で、完成の日から起算して1年を経過又は居住されたことがあるものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 補助金の受給資格の認定を申請した日において40歳未満の者。ただし、配偶者がいる者は、夫婦ともに40歳未満である者
- (2) 令和5年4月1日以降に新築住宅又は中古住宅（以下「補助対象物件」という。）の契約（購入の場合は、前所有者が三親等内の親族でない者に限る。）をした者で、補助対象物件の登記名義人である者
- (3) 本市に転入しようとする者又は補助金の受給資格の認定を申請する日から起算して過去3年以内に本市に転入した者
- (4) 本市に転入した日から起算して過去4年間に本市の住民基本台帳に登録がない者で、補助金の交付を申請する日までに本市に転入できる者
- (5) 本市へ転入後に、引き続き3年以上補助対象物件に居住する意思のある者
- (6) 過去にこの要綱、岡谷市就業・創業移住支援事業補助金交付要綱（令和元年岡谷市

告示第11号)、岡谷市空き家バンク移住・田舎暮らし応援事業補助金等交付要綱(令和3年岡谷市告示第53号)、岡谷市結婚新生活支援事業補助金交付要綱(賃借に係る住居費に対する補助金を除く。)等に基づく補助金等の交付を受けていない者

- (7) 自治会に加入し、地域の行事に積極的に参加する意思がある者
- (8) 同一世帯のいずれもが暴力団等の反社会的勢力である者又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- (9) 岡谷市税又は前住所地の税(特別区民税を含む。)に滞納がない者

(補助金の種類等)

第4条 補助金の種類、対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)及び補助金の額等は、次の表のとおりとする。

種類	補助対象経費	補助金の額等
住宅取得費補助金	補助対象物件の取得に要する経費(土地の取得に要した経費を除く。)	補助対象経費の10分の1以内(1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。)とし、50万円を限度とする。

- 2 補助金の交付は、同一の補助対象物件及び世帯について1回に限るものとする。
- 3 補助対象者には、移住奨励金として20万円を第1項の表に規定する補助金に加算するものとする。
- 4 補助対象者のうち、補助金の受給資格の認定を申請した日において30歳未満の夫婦又は独身者は、30万円を第1項の表に規定する補助金に加算するものとする。

(認定の申請等)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助対象物件の取得に係る契約の締結の日から起算して60日以内に、受給資格の認定の申請を行わなければならない。

- 2 前項の申請は、岡谷市若者移住者住まいの支援事業補助金受給資格認定申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。
 - (1) 申請者の戸籍謄本及び戸籍の附票
 - (2) 申請時の申請者の住所地の市税等の納税証明書
 - (3) 補助対象物件の工事請負契約書又は売買契約書の写し

(4) 補助対象物件の案内図及び平面図

(5) 誓約書（様式第2号）

(6) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、認定の可否を決定したときは、岡谷市若者移住者住まいの支援事業補助金受給資格認定（不認定）決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（補助対象物件の完了期限）

第6条 前条の規定により補助金の受給資格の認定を受けた者（以下「受給認定者」という。）は、当該認定を受けた補助対象物件の登記を、当該認定の日から起算して1年以内に完了しなければならない。

（認定の変更等）

第7条 受給認定者は、受給資格の認定の内容の変更又は取下げ（以下「変更等」という。）をしなければいけない事由が発生したときは、岡谷市若者移住者住まいの支援事業補助金受給資格変更（取下）申請書（様式第4号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、変更等の可否を決定したときは、岡谷市若者移住者住まいの支援事業補助金受給資格変更（取下）決定通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

（受給認定の喪失）

第8条 受給認定者が、次のいずれかに該当したときは、補助金の受給認定の資格を喪失するものとする。

(1) 第3条に規定する補助対象者の要件を欠いたとき。

(2) 虚偽の申請又は不正手段により受給資格の認定を受けたとき。

(3) この要綱に基づく市長の指示に従わなかったとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により受給認定者が受給認定の資格を喪失したときは、岡谷市若者移住者住まいの支援事業補助金受給資格取消通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（交付申請等）

第9条 受給認定者が補助金の交付を受けようとするときは、岡谷市若者移住者住まいの

支援事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。この場合において、補助対象物件の登記が完了した日から起算して30日以内又は登記が完了した日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに申請するものとする。

- (1) 世帯全員分の住民票（続柄が記載されたもの）の写し
- (2) 補助対象物件の取得に要した経費の領収書の写し
- (3) 補助対象物件の登記識別情報通知書の写し又は登記事項要約書
- (4) 補助対象物件の全景がわかる写真
- (5) 検査済証の写し（新築住宅に限る。）
- (6) その他市長が必要と認める書類

- 2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、及び確定し（以下「交付決定等」という。）、岡谷市若者移住者住まいの支援事業補助金交付決定通知書兼確定通知書（様式第8号。以下「決定等通知書」という。）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第10条 前条第2項の規定により交付決定等を受けた者は、岡谷市若者移住者住まいの支援事業補助金支給請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定等の取消し等）

第11条 市長は、交付決定等を受けた者が次のいずれかに該当するときは、交付決定等の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請又は不正手段により交付決定等を受けたとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が返還する相当の理由があると認めたとき。

- 2 市長は、交付決定等を取り消したときは、期限を定めて、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- 3 前項に規定する補助金の返還については、岡谷市若者移住者住まいの支援事業補助金返還命令書（様式第10号）により当該者に通知するものとする。

- 4 前項の規定により補助金の返還を通知された交付決定等を受けた者は、市長が定める期限までに補助金を返還しなければならない。

（補則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。